

武天保三庚子月

西乞正新備預書

醫局六本村の敷成就西乞正新備預書

夏

醫局

八本村

一 近來西濱田の天水寺の坊主の事水涸福毛持

よき事なり及自方徳徳大なる事平損より多き事
清徳也心持不預事の心なき事不心なき事
此神社の敷成就西乞正新備預書は其意を
相承りて其心持又先例に依りて中始美任
長徳寺及び西乞正新備預書の敷成就
西乞正新備預書の敷成就西乞正新備預書
長徳寺及び西乞正新備預書の敷成就
西乞正新備預書の敷成就西乞正新備預書

西乞正新備預書

庚七月十九日

主事

長徳寺

西乞正

七三

醫局
西乞正

天保三辰七月

雨乞御祈祷願書

沼田郡八木村五穀成就雨乞御祈祷之儀御届書附

沼田郡

覚

八木村

一 近來照統、田方天水請之場所ハ最早水涸レ、稻毛枯涸ミ候のミならず、畠方諸作共大ニ及旱損候ニ付、雨乞御祈祷之儀惣百姓共方願出申候、仍之去ル十六日方昨十八日迄於氏神社五穀成就御祈祷執行仕候得共、御感心之神鬮相下り不申候ニ付、猶又先例之趣を以社人中始、并役人長百姓共及百姓共迄明日方龍王社江登山、五穀成就雨乞御祈祷執行取計度奉存候間、此段御聞届被為置被下候様奉願上候、猶諸入用之儀ハ定数免之内ニ而御定銀を以取計可申候、依而右之趣為御届書附を以御注進奉申上候、以上

当分庄屋

辰七月十九日

文左衛門

庄屋格与頭

忠左衛門

与頭

武二郎

同

六兵衛

沼田郡

御役所

天水（てんすい）請 雨水に頼る水田

惣百姓 本百姓全員。本百姓は、検地帳に登録された田畑・屋敷を所持し、年貢・諸役を負担するとともに、用水権、林野入会権などをもち、村費合など村内自治への参加資格を有する、近世村落の基本構成員

感応（かんのう） 信心が神仏の靈につうずること

神鬮（みくじ） 神仏に祈願して事の吉凶を占うくじ。

役人 村役人、庄屋・与頭

諸入用 雨乞祈祷に使った経費

龍王社 龍王は蛇身の神水の神。雨乞いの神。阿武山山頂の貴船神社

定数免之内 臨時徴収ではなく経常の村入用

御定銀 経常村入用に計上された神事支出

御役所 郡役所 藩が郡内支配のために藩士を配置した役所

郡代官の下に軽輩が手附・番組として常駐した。

